

中小企業者等災害復旧緊急支援事業

福知山市では、令和5年台風第7号により被害を受けた市内中小企業者の災害復旧を支援するため、「中小企業者等災害復旧緊急支援事業補助金」の交付制度を制定しています。

被災した設備等の更新又は改修に要する経費及び当該設備等の設置に直接的に要する費用に対し、100万円を限度に補助金を交付しますので、下記により申請手続きをお願いします。

対象者

令和5年台風第7号により直接的な被害を受け、事業継続のために災害復旧するために必要な機械、設備の更新又は改修を行う市内中小企業者

要件

- (1) 令和5年台風第7号により直接被災した中小企業者等
- (2) 本市において事業を営み、今後においても市内で事業を営む者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) その他市長が不適切と認める営業を行っていない者

対象経費

事業再建のために必要となる設備の更新や改修に要する経費

※1 補助額が10万円未満となる場合は本補助金では対象外となります。

※2 この設備に係る保険金等が支払われる場合は、この保険金等の金額を差し引きます。

※3 公的な補助金を受けて行われる経費は対象外です。(ただし、京都府が実施する中小企業等復興支援事業は除きます。)

補助額

1事業所につき10万円～100万円（補助率15%、千円未満の端数切捨て）

申込期限

令和6年1月31日（水）

申請書類

- ・ 中小企業者災害復旧緊急支援事業 補助金交付申請書
- ・ り災（被災者）証明書の写し
- ・ 更新前設備の写真等
- ・ 対象設備等の見積書等の写し（金額内訳がわかるもの）
- ・ 対象設備等の設置予定場所の位置図
- ・ 納税証明書

◆本制度に関するお問い合わせ先◆

福知山市役所 産業観光課

電話 0773-24-7075

FAX 0773-23-6537